

こども自然公園での集客イベント

「こどもを主役に豊かな自然を体験できるイベント」

募集要項

(令和6年度募集・令和7年度試行実施)

1 趣旨

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を令和元年9月に策定し、具体的な取組のひとつとして、公募型行為許可制度を創設しました。

公募型行為許可制度とは、公益性の確保を条件に、公園で民間事業者等が自ら主催するイベント等を行うことができるようとした制度であり、制度を適用する公園や事業の拡大を目指しています。

現在、こども自然公園では、Park-PFIをはじめ、様々な公民連携による公園の魅力アップにつながる利活用を進めるにあたり、こども自然公園の将来像を示した「パークマネジメントプラン」の策定を進めており、プランの策定及び公園の魅力と賑わいの創出を見据えて、令和5年度から集客イベント（※1）を実施する事業者の公募に試行的に取り組んでいます。

令和7年度は、より多くのイベントが実施できるよう、令和6年度の状況を踏まえ、イベント実施要件を見直し（※2）の上、引き続き試行実施します。

※1 集客イベントとは、本公募では次のとおりとします。

- ① イベントの内容は、「こどもが主役」及び「豊かな自然を体験できる」をキーワードとし、イベント実施1日あたりの予定集客数が3千人以上のものとします。
- ② イベント全体の内容が公園の魅力と賑わいの創出であることを満たした上で、イベントの一部に飲食物・物品の販売及び有料体験を含むことができるものとします。

※2 イベント実施要件を次のとおり見直しました。

- ① 実施規模を「イベント全体の予定集客累計数2万人以上」から「1日あたりの予定集客数が3千人以上」に改めました。
- ② 事業者に求める渋滞回避の取組を「1日あたりの予定集客数が6千人を超える場合」に限定しました。
- ③ 「1期につき原則として1つのイベントを許可」を撤廃し、1期につき複数のイベントが開催できるよう改めました。

なお、試行実施における行為許可等の基準の緩和は次のとおりであり、イベントを実施していただく中で、公益性の確保や公園利活用への影響を検証していきます。

① 行為許可申請者の要件緩和

民間事業者等の方々が、単独で飲食物・物品の販売及び有料体験を含むイベントの行為許可の申請ができるようになります。これに伴い、従来は申請者の要件に求めていた公益性を、行為内容に求めることとし、公益性の確保について検証していきます。

② 火気使用制限の緩和

原則として公園内で火気は使用できませんが、アウトドア体験として小規模の火気の使用を可能とすることで、公園の賑わいへの貢献を検証します。

③ 広告掲出の緩和（占用許可）

原則として公園内に広告物※は掲出できませんが、行為許可の緩和（上記①～②）に付随するものとして、一定の範囲で協賛企業名等の掲出を可能とし、公園の景観への影響を検証します。

※ 企業名、商品名、その他これらに類するものを用いて表示するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ・催し物に必要な会場の表示
- ・会場案内表示
- ・イベントで販売される商品の説明等

上記の趣旨にご賛同いただき、こども自然公園の魅力と賑わいの創出に資するご提案を募集します。

2 試行実施の概要

(1) 対象公園

こども自然公園（旭区大池町 65-1）

(2) 実施可能場所

- ・入口広場、ドーナツ広場、ピクニック広場、芝生広場、草地広場（別図参照）
- ・その他、北部公園緑地事務所と協議のうえ同事務所が実施可とする場所

(3) 実施時期

次の3期においてイベントを許可します。

- ① 令和7年5月7日（水）～6月30日（月）
- ② 令和7年9月1日（月）～10月31日（金）
- ③ 令和7年12月1日（月）～令和8年1月30日（金）
(12月27日（土）～1月4日（日）は除く)

※ 実施日程は北部公園緑地事務所で調整することがありますので、必ずしも希望した日程で実施できるとは限りません。

※ 同一の時期に複数の行為許可候補が選定された場合は、他の時期に実施していくだく場合があります。

(4) 実施時間

原則として9時～18時（準備・撤去を除く）

- ※ 準備・撤去の時間については、北部公園緑地事務所と協議してください。
- ※ 上記時間外でのイベント実施をご希望の場合、提案のうえ、北部公園緑地事務所と協議してください。なお、宿泊を伴うイベントは不可です。

(5) 実施日数

準備・撤去期間を含め7日間以内

- ※ 荒天等を理由に準備、撤去ができない場合、7日間を超えての日数を認める場合があります。その際の準備、撤去の実施日は北部公園緑地事務所との協議により決定します。

(6) 実施規模

1つのイベントにおける予定集客数は、イベント1日あたり3千人以上とします。

- ※ 特定の会員等のみが参加者となるようなイベントは不可です。

(7) 提案可能数

同一の応募者が、複数のイベントを提案することは可能です。

(8) 付与する許可

公園内行為許可（横浜市公園条例第6条第1項第1号及び第6号該当）

（広告掲出は公園内占用許可）

(9) 徴収する公園使用料

- ① イベント全体として1日につき3,900円（横浜市公園条例施行規則別表第2）

例) 10月1日～10月7日までの7日間実施（準備・撤去期間を含む）

$$3,900\text{円} \times 7\text{日間} = 27,300\text{円}$$

※ 本件公募では、民間事業者の方々が単独でイベント実施できるよう行為許可の条件を緩和しているため、公園使用料の減免に関する申請は想定していません。（横浜市の共催・後援名義取得した場合も含む）

- ② 飲食物・物品販売及び有料体験として1日1店舗等につき1,200円（横浜市公園条例施行規則別表第2）

例) 10月3日～10月5日までの3日間各10店舗等実施

$$1,200\text{円} \times 3\text{日間} \times 10\text{店舗等} = 36,000\text{円}$$

- ③ 広告掲出1日1m²につき3,400円（横浜市公園条例別表第2）

例) 10月3日～10月5日までの3日間各10m²実施

$$3,400\text{円} \times 3\text{日間} \times 10\text{m}^2 = 102,000\text{円}$$

(10) 応募に当たって予めご承知いただく詳細事項

- ① 電源はありません。また公園の性質上、園内灯が非常に少ない場所もあります。主催者側で電源を用意する場合は、出来る限り環境に配慮したものにしてください。
- ② 給排水設備はありません。公園から給水したり、公園へ排水をしないでください。
- ③ ごみ（汁物処分含む）は分別して回収し、自己の責任で処分業者へ依頼し、廃棄してください。
- ④ 園内のトイレについて
 - ・ 園内トイレの清掃は、北部公園緑地事務所が通常の頻度（1回／日）で実施します。それ以上の清掃は必要に応じて主催者側で行ってください。トイレットペーパー等、消耗品の補充も同様です。（北部公園緑地事務所が実施する通常の頻度：1回／日）
 - ・ トイレの数が不足する場合は、主催者側で仮設型のものを用意していただく等検討してください。
 - ・ 青少年野外活動センターのトイレを使用する場合は、別途当該施設の管理者と協議してください。
- ⑤ 公園施設・樹木・芝生を傷つけないよう注意し、必要に応じて養生してください。また、必要な草刈り等がある場合は、北部公園緑地事務所に了承を得たうえで、原則として主催者側が実施してください。
なお、実施が困難な場合は、草刈りが必要な場所と水準について事前に北部公園緑地事務所に提示のうえ協議してください。
- ⑥ 音の出る行為は、実施に伴う音量や音質が、近隣等への迷惑とならないよう、十分に配慮してください。なお、苦情等の状況によっては、改善を指示する場合もあります。

(11) 実施の際に必要となる事項

- ① 舞台設置などのための搬入車（4tまで）を利用する場合は、出入り頻度を安全上最小限で計画のうえ、北部公園緑地事務所に事前に協議し、通行の許可（無料）を得てください。
- ② 火気使用の際は、所管の消防署に申請・協議のうえ、実施してください。また、常時消火対応が可能な人員配置としてください。
- ③ 飲食提供の際は、所管の区福祉保健センターに申請・協議のうえ、実施してください。
- ④ 「駐車に関する計画書」を提出ください。（本要項3提案内容に関する条件⑥に該当する場合）
- ⑤ 広告物として、協賛企業名等ののぼり旗等を掲出する場合は、原則として自立式のみを認めます。公園内樹木や照明等、園内にあるものに括り付けることはできません。公園または公園施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの等、掲出できない場合がありますので、具体的な設置場所、本数などは協議ください。
- ⑥ 公園内にある各施設（自然体験施設、ちびっこ動物園、青少年野外活動センター、バ

一ベキュー場）の施設管理者、指定管理者とも協議のうえ開催してください。

- ⑦ 本市によるブース出店等について要請した場合は協議に応じてください。
- ⑧ 設置する公園内案内板等は、イベント終了後に譲渡いただき、公園内で活用させていただく場合がありますので、できるだけ耐久性のあるものをご用意ください。
- ⑨ 電波がつながりにくい場合の対策として、移動型基地局等を主催者側で手配いただき不足分を賄うこともご検討ください。

3 提案内容に関する条件

次の条件を全て満たすイベントをご提案ください。（①～⑤が「公益性の確保」のための条件）

- ① 「こどもが主役」及び「豊かな自然を体験できる」をキーワードとした公園の魅力と賑わいの創出に資するイベント内容としてください。
 - ※ 主たる内容は無料で参加できるものとしてください。
 - ※ 飲食物・物品の販売及び有料体験をイベントの一部に含むことが可能です。この場合、販売する商品等はイベントの賑わいに附するものとしてください。
 - ※ イベントの担い手として、地域参画に努めてください。
- ② 誰もが利用できる公園として、無料休憩スペースを用意してください。
- ③ 公園の魅力アップに資する取組として、公園内の清掃活動等による美観の向上やイベントの情報発信にあわせた公園の魅力発信等を行ってください。

<③を条件としている趣旨>

公園は誰もが利用できる公共の施設です。今回のイベント実施が多様な公園利用者に対して良い取組であることが重要であると考えています。そのために、イベントに参加しない公園利用者に対しても有益である取組（公園の魅力アップに資する取組）を行うことを条件としています。

- ④ S D G s の取組として、飲食物の販売等に当たり、脱プラスチック化に取り組んでください。
- ⑤ 脱炭素化に資する取組として、イベント参加者へ公共交通機関の利用を促す取組や、水素燃料電池車（FCV）のイベント電源への活用などに取り組んでください。
- ⑥ 公園駐車場及び駐輪場の台数に限りがあり、渋滞を生じさせる恐れがあるため、予定集客数が1日あたり6千人を超えるイベントを実施する場合は、公共交通機関利用への誘導または臨時駐車場や臨時バスの用意など、渋滞回避に取り組んでください。
なお、駐車場満車による渋滞等が発生した場合、原則として主催者様側でご対応いただこととなります。

4 応募に当たっての条件

(1) 応募者は次の条件を全て満たす法人であること。

① 提案の内容の実施主体であること。

※ 実施方法は、応募法人単独、複数法人（応募法人とその他の法人で実施）、組織体（応募法人を含む複数法人により実行委員会等を結成）のいずれも可能。

② 提案と同様のイベント開催実績（イベント1日あたり3千人以上の集客）を有していること。

③ 市内事業者（横浜市内に主たる事務所または事業所を有するものをいう。）であること。

※複数法人の場合は代表法人が市内事業者であること。

④ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為または不適切な行為が認められないこと。

⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(2) 事業内容が次に該当しないこと。

① 法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある

② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する

③ 政治的宗教的な要素を含む

④ 公共性及び公平性が担保できない

⑤ 騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなる恐れがある

5 応募方法

別添の事業提案申込書（様式1）、事業提案説明書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入の上、開催実績の分かる資料を添付し、次によりお申込みください。

(1) 申込期限

令和6年12月25日（水）17時まで（時間厳守）

(2) 申込方法

みどり環境局 北部公園緑地事務所へ電子メールでお申込みください。

メールアドレス：mk-hokubukoen@city.yokohama.lg.jp

(3) 申込時の留意点

① メールの件名は【こども自然公園集客イベント公募】としてください。

② 申込後、必ず上記申込先まで電話連絡（TEL 045-353-1166）をしてください。

6 事前説明会への参加（必須）

こども自然公園で行われる事前説明会（令和6年11月27日（水）10時より）に参加することが応募の条件となります。11月22日（金）までに上記申込先まで電子メールでお申込みをしてください。メールの件名は【こども自然公園集客イベント事前説明会】としてください。

集合場所：北部公園緑地事務所（こども自然公園レストハウス2F）

所要時間：90分程度

※ 1応募予定者につき2～3名までの参加としてください。

※ 上記日程について、ご都合が悪い場合は、必ず北部公園緑地事務所まで電話連絡（TEL 045-353-1166）をお願いします。

7 質問書の受付

本要項の内容に疑義がある場合は、次により質問書（様式4）を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年12月5日（木）17時まで

(2) 提出方法

みどり環境局 北部公園緑地事務所へ電子メールで送付してください。

メールアドレス：mk-hokubukoen@city.yokohama.lg.jp

(3) 提出時の留意点

① メールの件名は【こども自然公園集客イベント質問】としてください。

② メール送付後、必ず上記提出先まで電話連絡（TEL 045-353-1166）をしてください。

(4) 回答方法

令和6年12月12日（木）に横浜市のホームページに回答を掲載する予定です。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/kodomoshizen-events.html>

※ 電話等による個別回答は行いません。

8 行為許可候補の決定

(1) 審査

本要項の3及び4に掲げる条件への適合性等について、次の基準で関係部署による審査を行います。

審査項目	審査通過基準
公益性① イベントの内容	・「こどもが主役」及び「豊かな自然を体験できる」をキーワードとした公園の魅力と賑わいの創出に資するイベント内容となっていること。 ・主たる内容は無料で参加できるものになっていること。 ・飲食物・物品の販売及び有料体験を含む場合、販売する商品等はイベントの賑わいに附するものとなっていること。
公益性② 無料休憩スペースの用意	無料休憩スペースの用意を提案していること。
公益性③ 公園の美観の向上や魅力発信等	公園の美観の向上や魅力発信等の取組を提案していること。
公益性④ S D G s の取組	飲食物の販売等に当たり、脱プラスチック化への取組を提案していること。
公益性⑤ 脱炭素化に資する取組	イベント参加者へ公共交通機関の利用を促す取組や、水素燃料電池車（FCV）のイベント電源への活用などへの取組を提案していること。
渋滞回避の取組	予定集客数がイベント実施日1日あたり6千人を超える場合は、公共交通機関への誘導策または臨時駐車場や臨時バスの用意などを具体的に提案していること。
応募者	本要項4(1)に示す①～⑤の全てに該当すること。
提案内容	本要項4(2)に示す①～⑤に該当しないこと。

(2) 行為許可候補の決定

審査の結果、基準を全て満たした応募提案を行為許可候補として決定します。審査結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで提案内容及び応募者名を公表します（行為許可候補とならなかった応募提案は提案内容のみ公表）。

U R L : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/kodomoshizen-events.html>

9 実施に向けた準備

(1) 実施日程の決定

行為許可候補として決定後、北部公園緑地事務所と実施日程について協議してください。希望とは異なる日程で調整させていただく場合があります。

(2) 公園の各施設及び周辺関係者への説明等

実施日程の決定後、公園の各施設及び周辺関係者への事前説明（実施内容や周辺エリアへ影響等）や協力依頼をお願いします。説明先は、事前説明会でご案内します。

なお、事前説明や協力依頼に当たっては、北部公園緑地事務所が必要な支援を行います。

(3) 必要な手続

実施初日の1か月前までに、みどり環境局北部公園緑地事務所へイベント内容について事前に調整したうえで、所定の様式及びその他必要書類（公園の各施設及び周辺エリアへの事前説明の結果報告を含む）をそろえて公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施日初日より前に行行為許可期間分を一括で納付してください。荒天等により開催できなくなった場合で、返還申請があった場合には、1日単位で公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

(4) 禁止事項

公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はできません。

(5) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項に掲げる条件等を満たさないことが判明した場合、決定を取り消します。

(6) 実施の中止

実施日程の決定後、実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面（様式自由）を作成し、申し出てください。

(7) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行いますのでご連絡ください。

10 イベント実施後の原状回復

原則イベント実施前の状態に戻していただきます。そのため、実施前の状況を写真等で保管し、イベント実施後に北部公園緑地事務所と現場立会を行います。破損等がある場合は、原状復旧していただく場合があります。

11 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに実施結果報告書（様式5）及び収支報告書（様式6）を提出してください。

本件は試行実施として位置付けており、今後の本格実施検討の参考とするために報告書の内容についてヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

12 スケジュール（予定）

令和6年10月25日（金）	公募開始
令和6年11月22日（金）	事前説明会申込期限
令和6年11月27日（水）10時	事前説明会
令和6年12月5日（木）17時	質問書提出期限
令和6年12月12日（木）	質問書に対する回答
令和6年12月25日（水）17時	提案書提出期限
令和7年1月	審査、行為許可候補決定
事業実施1か月前までに	行為許可申請等
令和7年5月～令和8年1月	事業実施

13 問合せ先

みどり環境局 北部公園緑地事務所

横浜市旭区大池町65-1 こども自然公園内

メールアドレス：mk-hokubukoen@city.yokohama.lg.jp

電話：045-353-1166



横浜市では、公園の利活用に特化した窓口「Park-PPP Yokohama

（略称：PXP）」を設置し、公園における公民連携の取組を推進しています。